

## 「（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（H30, NED0）」に示されるような前倒し調査の実施（又は予定）について、配慮書段階では、「2022年1月より2営業期分の希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施」とされていましたが、方針に変更はなかったでしょうか。上記以外に実施（又は予定）している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	方針に変更はございません。また、猛禽類以外の前倒し調査は実施しておりません。
1-2		相互理解等	1次	配慮書段階では「コミュニケーションを図るタイミングとその内容（住民説明会の実施や広報紙の活用等を想定）については、情勢や時期を踏まえて吟味し、適切に実施したいと考えております。」とのことでしたが、これまでにどのような情報提供を行ってきたか・今後どのように行っていく計画か、ご教示ください。	方法書縦覧開始前の2023年3月～5月にかけて関係町村の地元地区を対象に計12回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るよう努めました。また、方法書続き中においては、2023年6月23～24日に法定説明会を開催致しました。今後も準備書届前のタイミング等、適宜地元地区を中心に法定外の事業説明会を実施する方向です。
1-3		図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本方法書のインターネットでの公表期間は「次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで」と縦覧期間終了後も閲覧可能となっておりますが、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。 図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、配慮書段階では、「縦覧期間終了後の公開や印刷、DL等については、ご指摘の通り、地域住民等の一般の方々との相互理解が重要であると考えておりますので、アセス図書の公開のあり方については引き続き検討いたします。」とご回答いただいていたことを踏まえ、配慮書以降の検討内容がわかる回答としてください。	インターネットで公開される環境影響評価図書の印刷やダウンロードを不可としている理由としてデータの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は難しいものと考えています。 しかしながら、住民等との相互理解の観点からも重要な課題と考えておりますので、方法書段階からは法定の縦覧期間1カ月以降にも継続して弊社HPにて図書が閲覧できるように改善を行いました。
1-4		正確な図書の作成	1次	本図書には誤字脱字のほか不正確な内容が多数認められます。本事業に関しては、配慮書に対する知事意見にて図書の正確性について指摘しており、貴社からは正確で分かりやすい図書の作成に努める旨の見解（p555）をいただいておりますが、目立った改善がなされていないように思われます。原因及びこのような図書を作成し続けることについての貴社の認識を改めて伺います。	配慮書の際に、誤記や誤植に対する意見を受けたことを真摯に受け止め、本方法書では配慮書時点で3名で行った図書のチェック体制の人数を5名に増やし対策を講じましたが、今回も誤記や誤植が残り申し訳ございませんでした。査読者それぞれで、誤りを直していったため、言葉や文言の整合が図られなくなったという原因もあります。準備書では査読者個別の修正でなく読み合わせなどをして対応していきたいと考えます。 また、図表番号等のリンクやこのように文章や表とリンクしている記載については、最終段階で各リンクの内容に不整合がないか確認し、例えば質問2-3のような矛盾が確認できた際には、正しい内容に修正していくことを考えています。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3 4 16 575	2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力  2.2.4 対象事業実施区域  1) 風力発電機の単機出力及び基数  表7.2-2配慮書及び方法書における事業計画(概要)の比較	1次	① 発電機の出力及び基数が配慮書段階から増加しています。単機出力・基数それぞれに対し、配慮書段階から変更となった理由をお示しください。また、対象区域を絞り込んだ一方で、発電所の出力及び発電機の基数は増加しているが、配慮書以降の検討内容及び区域の絞り込みと出力・基数の増加が両立する理由を説明願う。  ② 配慮書の出力350,000kW程度、基数70～80基程度に対して、「今後送電容量が整備・増強されることを見越した上での実施可能な規模」とされていたが、今回、出力650,000kW、基数90～100基程度と、区域を大幅に絞った上で規模が大幅に拡大しており、配慮書段階での想定区域設定条件が環境影響が大幅に大きくなる方向に変わっており、配慮書段階の予測・評価を改めてし直した上で次の段階に進めるかどうかを検討すべきと考えるが、見解を伺う。  ③ 配慮書段階では、「本事業の配慮書では風車設置範囲や工事想定範囲を最大限設定していることから、方法書以降において事業区域が拡大することはなく」とされていたが、今回、追加された区域が存在する。貴社の信頼性に関わる重大な問題と考えるが、認識を伺う。  ④ 調査・予測・評価の結果を踏まえ、準備書作成時に事業規模を縮小することもあるのか、若しくは、単機出力・基数が増加することや発電所総出力が増加することはあるのか、事業者の見解をお示しください。	① 風況解析及び環境配慮の観点から事業範囲を絞り込んだうえで、初期段階の造成設計を行ったところ、配慮書時点で想定していた基数を上回る基数が配置可能であることが判明致しました。また、風車メーカーとの協議から単機出力の大きい風車が将来的にリリースされる可能性が見込めることが判明したことを踏まえて、出力および基数が増加となったものです。  ② 出力や基数は増加していますが、発電所アクセス省令第18条では、環境影響を受ける範囲と認められる地域について、「対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であること」との記載があり、今回の計画変更では事業実施区域(事業実施想定区域)が大幅に減少(配慮書:40,877ha⇒方法書:8,339ha)していることから、対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域も減少し、環境影響を受ける範囲と認められる地域が減少していることから、環境影響は低減する方向の計画変更であると考えます。  ③ 遠別富士見地区ではご指摘のとおり、配慮書から事業実施区域が拡大していますが、環境影響評価法では配慮書から方法書での区域の拡大は制限されていないことから、方法書以降において然るべき調査・予測・評価を行えば、区域の拡大は許容されるものと考えます。なお、事業全体としては大幅に事業実施想定区域から事業実施区域を縮減しており(配慮書:40,877ha⇒方法書:8,339ha)、環境影響は低減する方向の変更であると認識しています。また、今回追加したエリアについては周辺に住居等がないこと、既存文献において希少種の生育地・生息地がないことを確認しており、追加した経緯については経済産業省及び環境省にも確認いただいています。  ④ 調査・予測・評価の結果次第では準備書作成時に事業規模を縮小する必要があると考えております。一方で、準備書の作成時期によってはメーカーのラインナップが変更となり単機出力が増加すること、設計を行っていく中で発電所出力が環境影響評価法の軽微変更(出力の10%以上の増加、事業実施区域の300m以遠の拡大、関係地域の追加)を逸脱しない範囲で増加することはあり得ると思えます。その場合には、必要に応じて、追加の調査・予測・評価の実施を検討します。
2-2	4	2.2.4対象事業実施区域	1次	大きく4つの位置に分類される、とのことですが、どのような位置であることを踏まえて分類されたのか、また、なぜ4つに分類する必要があるのかをご教示ください。	配慮書の時点より、5発電所を想定するとしていたところ、配置検討や風況解析を行う中で、5発電所ではなく4発電所とすることとしました。各発電所についてはそれぞれ国道等を隔てるなどして隣接しているわけではないこと、かつ、電気的にもそれぞれを直接的に繋げる計画ではないことから、発電所数に合わせ4つに分類しているものです。
2-3	11	図2.2-4(2)対象事業実施区域位置詳細図(遠別富士見地区)	1次	④の矢印が北東の方角を示していますが、p.12の表では「南方向を望む」となっており整合が取れませんので、正しい情報を示してください。	p12の表が誤記となっており、北東方向が正しい情報になりますので、準備書において修正いたします。
2-4	14	図2.2-5(2)対象事業実施区域位置詳細図(初山別大沢地区)	1次	① ①の矢印が南の方角を示していますが、p.15の表では「南東方向を望む」となっており整合が取れません。 ② ③の矢印が北～北東の方角を示していますが、p.15の表では「西方向を望む」となっており整合が取れません。 以上に対し、正しい情報を示してください。	いずれについても、p15の表が誤記となっており、以下が正しい情報になりますので、準備書において修正いたします。  ①南方向 ②北東方向
2-5	15	表2.2-3 対象事業実施区域の現況(初山別大沢地区)	1次	「⑤:初山別大沢地区南側から北方向を望む」となっていますが、④の誤りでしょうか。	⑤は④の誤りであるため、準備書において「④:初山別大沢地区南側から北方向を望む」に修正いたします。
2-6	16	(1)風力発電機の設備の配置計画	1次	① 風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法(現地調査地点等)の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。  ② 今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。	① 風力発電機の配置は未確定であることから提示は難しいですが、方法書では現時点で考えられる最も広域な設置検討範囲を示しています。現地調査計画の検討においては、設置検討範囲を基とすることで、最大影響を把握する観点から、調査計画の検討は可能であると考えます。  ② 方法書では現時点で最大限広とった風車設置検討範囲を示しており、最も安全側な調査計画としているため、調査計画の手戻りは発生しないと考えています。
2-7	16	1)風力発電機の単機出力及び基数	1次	発電所全体の基数が示されていますが、4地区の各地区における基数をどのように決定される計画なのか、ご教示ください。	基数については、設計、調査・予測評価結果及び地権者との協議状況を踏まえながら決定してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-8	19	2) 工事期間及び工事行程	1次	工事行程の概要が示されていますが、これは4地区すべてで同様であるという理解でよろしいですか。	工事の実施による影響を安全側で予測評価する為、4地区同時並行的に工事を行うことを前提とした工程としております。
2-9	19	表2.2-6 工事工程の概要	1次	月数0の下の主要工程欄にある、▼着工 運転開始の記載について、ここでの運転開始は何の運転開始を意味しているのでしょうか。月数48の下にも運転開始の記載があり、これは発電機の運転開始を意味しているものと推測しますが、この運転開始との違いと合わせてご回答をお願いします。	「▼着工」 着工の右横の「運転開始」については誤記でございました。削除いたします。
2-10	20 21	4) 風力発電機設置地点の造成・基礎工事 5) 風力発電機据付工事	1次	使用する建設機械は可能な限り低騒音型、低振動型を用いる計画とのことですが、どのような場合に低騒音型、低振動型ではない建設機械を使用することが想定されるのかをご教示ください。	基本的には低騒音、低振動型の重機を使用して施工する予定ですが、場所打ち杭工事等、低騒音・低振動型の重機がない重機については通常のものを使う予定です。
2-11	22	7) 工事中の排水	1次	①「生活排水」との記載は、「生活雑排水」の誤りではないでしょうか。 ②排水を浸透させるのであれば、地下水への影響が懸念されることから、仮設の工事事務所を設置する可能性がある範囲をどのように検討されるのかについて、ご教示ください。	①本記載の「生活排水」はトイレの水は含まない生活雑排水の意味で記載しています。準備書で同様の記載とする際は、「生活雑排水」に修正します。 ②仮設の工事事務所の設置は、浄化槽の設置を検討する場合には、浄化後の排水を放流可能な道路側溝または排水路がある範囲において検討を進めていきます。  生活雑排水については、図書の記載が誤りであり、正しくは「汲み取り式または浄化槽を使用」することになります。浄化後の排水は、放流先管理者へ地下水への影響が無いことを確認し許可を得た上で、道路側溝や排水路に流すこととし、浄化槽から直接地下浸透させることは致しません。放流先がない場合や地下水への影響が懸念される場合は、便槽を設置して汲み取り式を採用します。 トイレは方法書に記載の通り汲み取り式または浄化槽を使用し、浄化槽の場合は生活雑排水と同様の排水処理を行います。 以上の記載は準備書において追記修正します。
2-12	25	9) 残土	1次	①残土は事業実施区域内で処理すれば良いというものではなく、埋め戻し、盛土及び土捨場における処理する場合であっても、アセス評価項目の水質への影響だけでなく、住民理解に向けて災害防止の観点からの対応が必要と考えるが、安全性をどのように示していくのか、伺う。 ②土捨場位置は現時点では未定とありますが、準備書提出段階で明らかになる予定でしょうか。	①残土は極力少なくなるように詳細計画を進めて参りますが、地盤安定性の検討を十分に行った上で残土処理を行います。耐震対策に加え、土砂崩れや土砂の流出が生じないよう、法面形状の安定性検討および必要に応じて盛土内に排水層を設置するなど、湧水、地下水、降雨等による浸透水への対策も行うことで、盛土安定化を図ることとなります。 ②具体的な風車配置が明らかになる準備書時点では土捨て場位置について配置案をお示し致します。
2-13	25	10) 緑化	1次	変更部分のうち、緑化について記載されているのが切盛土法面のみについてとなっています。ヤード等の造成面についても、風車供用後に必ずしも構造物に占有されるわけではないため、緑化を行うことが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	ヤード造成面については、操業後のメンテナンス作業にて車両アクセスが想定される範囲は砕石舗装となり、それ以外の範囲は平場も緑化を行います。
2-14	27 28	図2.2-11 大型資材の輸送経路(予定) 図2.2-12 関係車両の主要な走行経路	1次	道路名を追記した図を別添資料としてお示しください。 その際、26ページ記載の(2)交通に関する事項において「等」として記載されている道路がどの道路を指すのかがわかる図としてください。	道路名を入れた地図を別添資料2-14として示します。 国道40号から道道106号へつながる道路の、道道616号、道道763号、道道444号を「等」として表記していたので、それらの道路名も記載しました。なお、区域南側は使用致しません。誤りですので、図の修正を致します。
2-15	28	図2.2-12 関係車両の主要な走行経路	1次	①対象事業実施区域内における関係車両の走行経路が示されていないので、区域内のどの道路を使用する予定なのかがわかるよう、現在の図よりも拡大した別添図等によりご教示願います。 ②北側に伸びる工事資材運搬車両の走行経路が途中で切れているように見えますが、これ以上北や東へは走行しないということなのでしょうか。	①対象事業実施区域内の走行経路については、工事計画の詳細が未定のため、お示しすることが出来ません。 ②走行致しますので、走行するルートが網羅された図へ修正します。修正した地図を別添資料2-15として示します。なお、区域南側については現時点では走行する予定はありません。
2-16	29	(1) 温室効果ガス削減量	1次	参考までに、トドマツ林が吸収する面積・年当たりの二酸化炭素量は、どの段階のトドマツ林で算出したものが、また、ほかの森林と比べたときにどのくらいの違いが生じるのか、ご教示願います。	トドマツが吸収するCO2量については、参考資料に記載の「道民一人が1年間の生活で排出するCO2量は炭素重量で約3.11tです。これは、トドマツ(80年生のもの)が一年間に吸収するCO2量の約900本分(約2.2ha)に相当します。」との情報を参照しており、当該資料によれば樹齢80年のトドマツに基づいております。 スギ林の場合、本事業による二酸化炭素の削減量は、約8.4万haが1年間に吸収する二酸化炭素量に相当するものと算出しております。  <参考資料> 「森林のもつ二酸化炭素 吸収・貯蔵機能について」(2009年、北海道)

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	31	2) 気象概要	1次	「天塩観測所、遠別観測所、初山別観測所は対象事業実施区域内にある。」とのことですが、図3. 1-1 (33ページ) からはそのようには判断されません。正しい内容をご教示ください。	「遠別観測所については対象事業実施区域内にある。」が正確な言い回しになるため、修正します。
3-2	45	1) 河川	1次	本文に「国土交通省によって天塩川4地点の水質調査が行われており、」と記載されていますが、表3. 1-11では調査機関として国土交通省のほか北海道も記載されています。正しい内容をご教示ください。	表に記載のとおり、下中川捕獲場の調査機関は北海道となりますので、文章は「国土交通省及び北海道によって天塩川4地点の水質調査が行われており、」に修正します。
3-3	49	②生活環境項目	1次	本文は、令和元年度について記載されていますが、表では令和3年度について記載されています。最新データの正しい内容についてご教示ください。	表に記載の令和3年度が正しいため、文章を令和3年度に修正します。
3-4	62	図3. 1-9 重要な地形の位置	1次	対象事業実施区域北部では重要地形である浜更岸-天塩川東岸が、南部では豊岬段丘が重複しており、特に豊岬段丘においては区域の半分以上が重要な地形と重複しています。海岸線沿い・海食崖等の崖地や海岸段丘について区域から除外することに関し、配慮書段階では「鳥類の現地調査や予測評価を行った上で判断していきます。」と回答されましたが、この対応に変更はないでしょうか。	まず、重要地形の定義ですが、本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものではないため参考までに整理しています。ただし、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」についても、環境の保全を図っていくことは重要と考えますので、配慮書段階で回答した「鳥類の現地調査や予測評価を行った上で判断していきます。」に変更はありません。
3-5	66	表3. 1-22 既存資料による動物相の概況	1次	キタリスが確認されていますが、エゾリスと同種として扱っているという認識でよろしかったでしょうか。また、文献その他の資料でどのように記載されていたのか、参考にご教示いただくことは可能でしょうか。	「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストで、エゾリスからキタリスへの和名変更がなされました。それ以前の文献では、すべてエゾリスと記載されています。変更の根拠は、日本哺乳類学会から出されている世界哺乳類標準和名リスト(2021)となっています。
3-6	75	表3. 1-30 底生動物の重要な種	1次	本表に記載のある「ザリガニ」は、ニホンザリガニという認識でよろしかったでしょうか。	その認識で間違いありません。「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストに準拠して、「ザリガニ」の表記といたしました。
3-7	77 79	表3. 1-33 動物の重要な生息地 図3. 1-10(2) 動物の重要な生息地の位置(拡大: 北側)	1次	富士見公園鳥獣保護区が道路改良等を行う区域や風車設置検討範囲と重複していますが、配慮書段階から事業区域を絞り込む際、なぜこの地域を除外できなかったのでしょうか。配慮書段階では「現地調査を行い、改良区域及び風車位置を基に、専門家等のご意見もいただきつつ、影響の予測評価を行うことで、影響の程度を準備書段階にて明らかにすることができると考えています。」と回答がありましたが、現段階で土地改良の可能性があるのならば、方法書段階で専門家等に鳥獣保護区の土地改良についてヒアリングを実施すべきではないでしょうか。	富士見公園鳥獣保護区については、資材搬入路として道路改良等を行う可能性もありますが、現道が存在することから影響を最小限にできる余地があると考えます。また、現時点では風力発電機設置検討範囲と重なっていますが、実際に風車を建設するかどうかについては、今後の調査・予測・評価の結果を踏まえて、専門家のご意見もいただきつつ、検討していく予定です。
3-8	91	a) センシティブマップにおける指定状況	1次	「ガン類やハクチョウ類等の集団飛来地は、対象事業実施区域周囲の沿岸部に多く確認されている。」とのことですが、図3-65 (95ページ) では、対象事業区域とラック1のメッシュが重複していますので、正しい内容をご教示ください。	当該部分の表記を、「重要種は、対象事業実施区域及びその周囲においては、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウが確認されている。このほか、対象事業実施区域には全国のガン類やハクチョウ類等の集団飛来地が含まれている。」と変更いたします。
3-9	98	(2) 植物の生育	1次	配慮書段階で、収集すべき資料も例示した以外にも資料が多数存在と、情報収集への懸念を指摘し、「見逃さないよう進める」「提示した資料も収集し既存文献に追加する」と回答されたが、リストを見る限り対応しているようには見えない。方法書作成にあたり、どのような対応をされたのかをお示しください。なお、配慮書段階では、下記のとおり例示等していました。「例えば、植物に関する図書にない資料としてサロベツであれば、橘ヒサ子・伊藤浩司. 1980. サロベツ湿原の植物生態学的研究. 環境科学: 北海道大学大学院環境科学研究科紀要 3: 73-134 江川知花他. 2017. 北海道サロベツ湿原泥炭採掘跡地における外来植物の侵入. 保全生態学研究 22: 187-197 天塩・中川・雨竜研究林および周辺(海岸の研究もある)であれば、舘脇操・五十嵐恒夫. 1971. 北大天塩・中川地方演習林の森林植生. 北海道大学農学部 演習林研究報告28: 1-192 等、他にも資料が多数存在しており、」	方法書では、配慮書で整理した文献の他にも、「遠別町史」、2021年度 モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査」「2022年度 モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査」を追加しており、見逃さないように対応していると考えております。また、方法書においては、利尻礼文サロベツ国立公園の動植物への影響を危惧するご意見を配慮書段階で受けたことを踏まえ、その影響を回避するために、北側の利尻礼文サロベツ国立公園のエリアを対象事業実施区域から省くことにしました。エリアが縮小したため、左記のサロベツ湿原等に係る文献の追加は行っておりません。
3-10	101 102 103	図3. 1-26(2)(3)(4) 現存植生図	1次	現存植生の分布が不明瞭なため、拡大図等により、明瞭に判別可能な図をお示しください。また、風力発電機設置検討範囲との重複状況がわかる図を別添資料としてお示しください。	風力発電機設置検討範囲と重ね合わせ、拡大した図を別添資料3-10に示します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	113 116	4)重要な植物群落 図3.1-28 重要な植物群落の位置	1次	天塩町干拓一更岸海岸林が事業実施想定区域と重複していますが、配慮書段階から事業区域を絞り込む際、なぜこの地域を除外できなかったのかをご教示ください。	当該特定植物群落は冷温帯夏緑広葉低木林が選定時の相観でしたが、特別植物群落の選定時から時間が経過しており、当時の環境から変化している可能性もあるので、今後の現地調査結果と当時の状況との比較や予測評価の結果を踏まえて、今後の事業計画を検討していきます。
3-12	120	2)重要な自然環境のまとまりの場	1次	「対象事業実施区域内には特定植物群落の天塩町干拓一更岸海岸林と北海道鳥獣保護区の富士見公園等が含まれる」との記載について、「等」に含まれるものを明らかにしてください。	「等」としたのは誤りでした。本文より、「等」を削除いたします。
3-13	127	1)主要な景観資源	1次	文献やWebサイトの情報を基に記載されていますが、関係町村や関係団体等へのヒアリングに関し、ヒアリングの実施先及びその結果についてご教示願います。	・天塩町 総務課 ・遠別町 商工観光課 ・初山別村 企画振興室 へヒアリングいたしました。
3-14	131	2)主要な眺望点 図3.1-33(2) 主要な眺望点の分布状況 (拡大：北側)	1次	①主要な眺望点のうち、国道232号のみ文献やWebサイトによらず選定されていますが、日常的な視点場であると判断された理由をご教示ください。また、主要な眺望方向が利尻山方向のみであると判断された理由をご教示ください。 ②国道232号沿いからの景観には、夕日の海岸等もありますが、ほかに眺望点とすべきポイントはないと判断された理由をご教示ください。 ③関係町村や関係団体等へのヒアリングに関し、ヒアリングの実施先及びその結果についてご教示願います。あわせて、第6章において身近な視点場とした地点を第3章では記載しなかった理由をご教示ください。	①風力発電事業の先行事例である「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価書」を踏まえて、日常的な視点場である国道232号を選定しました。また利尻山が本地域の主要な景観資源になっていることから、そちらの方向が最重要と考え利尻山方向と記載しました。 ②ご指摘の通り国道232号沿いからは夕日等のきれいな眺望等もございます。特に利尻山が本地域の主要な景観資源になっていることから利尻山と書いたものであり、ほかの景観資源が重要でないと考えているものではございません。 ③ヒアリング先としては質問3-13と同様です。町村の意見としては、眺望点として金浦原生花園及び身近な視点場を配慮書時点から追加しています。3章の検討（配慮書時点）は風車の設置地点の精度が高くなかったことから身近な視点場の設定は精度が上がる方法書段階でヒアリング等を踏まえて設定するものをしていました。（注：金浦原生花園は配慮書時点では景観資源としていましたが、町村の意見を踏まえ、身近な視点場としても追加した）
3-15	131 他	表3.1-47他	1次	図書全体で「道の駅富士見」と「道の駅えんべつ富士見」が混在していますが、正しくは「道の駅えんべつ富士見」ですので、修正をお願いします。	「道の駅えんべつ富士見」として図書を修正します。修正する箇所は以下の通りです。修正した箇所の一例として図3.1-33(1)及び(2)の修正内容を別添資料3-15に示します。 P131：リード文及び表 3.1-47 P132：図3.1-33(1) P133：図3.1-33(2) P136：表3.1-48(2) P352：表6.1-2(3) P421：表6.2-23 p476 表6.2-48 p530 表6.2-73 p573 表7.2-1(2)
3-16	135	(2)人と自然との触れ合いの活動の状況	1次	文献やWebサイトの情報を基に記載されていますが、関係町村や関係団体等へのヒアリングに関し、ヒアリングの実施先及びその結果についてご教示願います。	景観の地点と重複するものが多い項目であることから景観と兼ねて質問3-13の通り伺いました。
3-17	139	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	対象事業実施区域内に金浦原生花園が位置しており、P10等と比較すると、風量発電機設置検討範囲とも重複しているように思われます。当該箇所の特性を考えると、改変を行うべきではないと考えますが、現時点で区域から除かなかった理由、また、影響を回避もしくは低減するため事業者としてどのように配慮していく方針なのか、お示しください。	金浦原生花園と風力発電機設置検討範囲に重複があることは認識しており、風力発電機の具体的な配置を検討中であるため重複している次第です。今後風力発電機配置の検討を行う中で、可能な限り改変を回避すると共に、改変が生じる場合は遠別町と協議を実施した上で遊歩道からの金浦原生花園や利尻富士等への景観影響に配慮した設計とする方針です。
3-18	149 152	(1)河川及び湖沼 図3.2-4 簡易水道の位置	1次	①事業実施想定区域と遠別町及び初山別村の簡易水道取水地点が近接していますが、各町村との協議状況をご教示ください。 ②天塩町の上水道取水地点が図中に確認されませんが、本図の範囲外に位置するということでしょうか。	①現段階で各町村との協議は未実施ですが、今後風力発電機配置及び改変範囲が具体的になる中で適切に協議を実施致します。 ②天塩町の上水道取水地点については、各自治体に聞き取りは行っておりますが、具体的な位置の回答は得られませんでした。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-19	151	(3)地下水	1次	<p>①「対象事業実施区域及びその周囲の自治体では、浄水の水源として地下水は利用されていない。」とのことですが、表3.2-10(149ページ)では、天塩町の簡易水道は、深井戸から取水しているとされていますので、正しい内容をお示しください。</p> <p>②上水の水源としての利用についてのみ記載されていますが、上水以外の利用については確認されていないのでしょうか。事業実施想定区域内に居住宅があり、関係町村にヒアリングを行う等により飲用井戸の有無については特に確認が必要ではないかと考えますが、上水の水源以外の利用状況を把握する必要性について、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①天塩町に対して、簡易水道の位置を確認いたしましたので、図書に記載の通りの回答でしたので、本記載となっております。</p> <p>②上水の位置については、各自治体に聞き取りは行っておりますが、具体的な位置の回答は得られませんでした。なお、風力発電事業においては、工事中の造成による一時的な濁水の発生については沈砂池等の対策により濁水等が外部に流出しないような措置を講じることと、地中まで至る造成箇所は基礎に限定され地下水脈に及ぼす影響は極めて小さいと考えられることから、現時点での地点の記載等は必須ではないと考えております。今後、万が一、地下水への影響を及ぼすような造成を検討する場合には、自治体等へのヒアリング等を通して、地下水利用の状況を把握します。</p>
3-20	154	(1)道路	1次	<p>本文において、図中番号9の交通量を記載されていますが、一般国道232号に関し複数ある地点の中から当該地点が交通の状況を代表する地点であると判断された理由をご教示ください。</p>	<p>配慮書時に記載した地点に合わせ、本地点の台数を記載しましたが、一般国道232号を代表する地点という意味合い特にはありませんでした。この記載において、特定の地点だけを記載すると代表地点の記載ととらえさせてしまう恐れがあるため、当該記載(「対象事業実施区域を南北に横断する一般国道232号(図中番号:9)における2015年度の24時間の交通量は1,608台/日となっている。）」については削除いたします。</p>
3-21	161	図3.2-7(1)環境保全において特に配慮の必要な施設配置	1次	<p>本図では、天塩町南更岸付近や、遠別町北浜付近の住宅と風力発電機設置検討範囲が重複していますが、「住宅等から500mの範囲には風力発電機は設置しない計画」(160ページ)と矛盾しているのではないのでしょうか。どちらが正しいかを示した上で、修正資料をお示しください。</p>	<p>「図3.2-7(1)環境保全において特に配慮の必要な施設配置」の住居は基礎盤地図情報サイトの建築物の情報(普通建物、堅ろう建物)をもとに入れております。ただし、この情報には現在、居住のない家や作業小屋等も含まれているため、風力発電機の設置範囲は、これらを除外した住居からの距離として図示しております。分かりにくい図でしたので、住居等の配置について、現在確認されている非居住居を抜いた図面(別添資料3-21)に修正します。</p>
3-22	165	(2)産業廃棄物 表3.2-21対象事業実施区域から50km圏内の産業廃棄物処理業者(2019)年	1次	<p>発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年 経済産業省)では、廃棄物の状況について、方法書においては「対象事業実施区域から半径50km範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数を一覧表とし、位置図を記載する。」とされていますので、当該内容をお示しください。</p>	<p>発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年 経済産業省)においては、「対象事業実施区域から半径50km範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数を一覧表とし、位置図を記載する。」となっておりますが、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数や具体的な位置を示す資料は確認できませんでした。そのため、その情報に準ずるものとして、北海道の資料から、対象事業実施区域の周囲50km圏内の事業者の数および事業所位置を整理するものとなりました。</p>
3-23	166	図3.2-9対象事業実施区域から50km圏内の産業廃棄物処理業者の位置	1次	<p>上記質問と同様の理由から、施設の位置を示した図をお示しください。</p>	<p>3-22の回答と同様です。</p>
3-24	170	③水質汚濁	1次	<p>「対象事業実施区域及びその周囲の天塩川が、B類型に指定されている」とされておりますが、周囲とはどの範囲を示すのかをご教示ください。 なお、表3.1-12(1)(47ページ)において、河川類型がAと示されている地点があることとの整合を踏まえて回答してください。</p>	<p>周囲とは、土別取水口(土別市上水東山浄水場取水口)から下流の範囲で、B類型に指定されています。 なお、表3.1-12の下中川捕獲場は、天塩川でなく、天塩川水系ペンケナイ川の調査地点であり全域がA類型に指定されています。</p>
3-25	172	表3.2-28(1) 表3.2-29(1) 表3.2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準	1次	<p>環境基準項目として「大腸菌群数」の項目はありませんので、修正してください。 また、備考欄の記載についても正しい内容をお示しください。</p>	<p>準備書以降の図書では、「大腸菌群数」として修正いたします。また、備考欄についても同様に準備書において正しい内容を追記します。</p>
3-26	192	表3.2-48 自然関係法令等一覧	1次	<p>表下部の注釈に、「対象事業実施区域の周囲については、図3.2-10等を示す図面の範囲となる。」としていますが、図3.2-10は上川やオホーツクの区域などを含んでおり、表の内容と整合が取れていないのではないのでしょうか。 また、自然公園について示されている図3.2-11(196ページ)には国定公園及び道立自然公園が示されていますが、本表では指定なしとされています。 本表における対象事業実施区域の周囲の範囲及び指定の有無について、正しい内容をお示しください。</p>	<p>参照先が図3.2-10ではなく、図3.2-11の誤りのため、修正します。その上で、それ以外は正しい情報となります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-27	197	図3. 2-12 環境緑地保護地区等の指定状況	1次	環境緑地保護地区等が点で示されていますが、p. 194の表3. 2-50を見るといくつかの地番で区域が構成されていますので、指定範囲が分かるよう、別図にてお示しください。	中川町の環境緑地保護地区については、元出典から記載した情報以上の範囲等の情報は得られていないため、現行の記載としております。
3-28	204	図3. 2-16埋蔵文化財包蔵地の位置	1次	①風力発電機設置検討範囲との重複状況が分かる図をお示し願います。 また、埋蔵文化財包蔵地を対象事業実施区域から除外していませんが、配慮書段階では「風力発電機の設置対象区域を絞り込むなどして史跡・名勝・天然記念物等の配慮が必要な箇所を改変しない計画を検討します。」と回答しているにも関わらず、区域から除外しなかった理由についてご教示願います。 ②埋蔵文化財の取り扱いについて、「事業計画の具体化を踏まえ、適切な時期に関係自治体の教育委員会と協議し、必要に応じて適切な対応を講じます。」と配慮書段階で回答がありましたが、回答中の「適切な時期」、「必要に応じて」「適切な対応」の具体的な内容をご教示願います。	①風力発電機設置検討範囲との重ね合わせの図を別添資料3-28に示します。なお、配慮書段階の回答では「風力発電機の設置対象区域を絞り込むなどして史跡・名勝・天然記念物等の配慮が必要な箇所を改変しない計画を検討します。また、埋蔵文化財の取り扱いについては、事業計画の具体化を踏まえ、適切な時期に関係自治体の教育委員会と協議し、必要に応じて適切な対応を講じます。」としておりますが、埋蔵文化財包蔵地を全て検討範囲外とするものではありません。可能な限りかからないようにしますが、必要に応じて、関係自治体の教育委員会と協議し対応を検討していきます。 ②風力発電機の配置と変更範囲が具体的に変わった後に、関係自治体の教育委員会と「埋蔵文化財保護のための事前協議」の提出に向けた協議をすることとなります。
3-29	210	⑨海岸保全区域	1次	①遠別町内にある海岸保全区域は、対象事業実施区域内に存在するの否かを明らかにしてください。 ②初山別村内にある海岸保全区域について、資料が確認できなかったとされていますが、所管する行政官庁に直接確認はされなかったのでしょうか。海岸保全区域を把握するためにどのような対応をされたのかをご教示ください。	①海岸保全区域は海岸線に位置しますが、本事業は海岸線を改変するものではないため、対象事業実施区域外となります。 ②初山別村内の海岸保全区域については、海上保安庁のサイトに具体位置が記載されていなかったことから、図書での記載としましたが、「海岸保全区域一覧」( <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/9/9/6/6/_/kaigankuiki_ichiran.pdf">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/9/9/6/6/_/kaigankuiki_ichiran.pdf</a> )の情報から位置を確認できましたため、別添資料3-29に示します。
3-30	211 ～ 214	図3. 2-18 保安林の指定状況 図3. 2-19 砂防指定地等の指定状況	1次	風力発電機設置検討範囲との重複状況が分かる図をお示し願います。	風力発電機設置検討範囲との重ね合わせの図を別添資料3-30に示します。
3-31	221	⑩遠別町風力発電施設に関するガイドライン	1次	遠別町では「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」を制定しており、「法規制等により極めて建設が困難な区域」として金浦原生花園、「自然保護等から建設が好ましくない区域」として鳥獣保護区、「上記以外の区域であり、調整を要する区域」として防風林等が図示されています。 対象事業実施区域には、これらの全ての箇所が含まれており、遠別町と協議・調整を進められているかと思いますが、協議・調整の内容や進捗について伺います。	現段階で遠別町との協議は未実施ですが、今後風力発電機配置及び変更範囲が具体的になる中で協議・調整を実施した上で、今後の事業計画へ反映させていきたいと考えております。
3-32	221	図3. 2-22 遠別町風力発電施設に関するガイドラインマップ	1次	図の解像度が低く、図内の文章が読み取れないので、解像度の高い図をお示し願います。	遠別町のサイトの地図を解像度を上げた図にしました。別添資料3-32に示します。

#### 4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	226	表4. 1-1 計画案会配慮事項の選定	1次	注意書き1行目と2行目の■の違いがわかりません。「計画段階配慮書に記載した内容と同じである。」とされていますが、配慮書では区別されていたものであり、配慮書と同じとは判断されません。本章の他のページについて、間違いなく配慮書と同じとなっているのか、また、どのような確認をされたのかについて回答願います。	注意書き1行目と2行目の配色がつぶれておりました。配慮書時点と同様に、1行目が濃い灰色、2行目が薄い灰色となります。 本章の他ページについては、配慮書時点で確認した誤字等の修正を行った他は同じとなっております。また、チェックについては複数人の目で確認するようにしています。備考欄の色については確認が漏れており申し訳ございません。
4-2	334	表4. 4-1 重大な環境影響が考えられる項目の評価結果(騒音、風車の影)	1次	方法書以降の手続き等における配慮事項等として、「環境保全について配慮が特に必要な施設及び住居からの距離に留意して、風力発電機の機種及び配置を検討する。」としていますが、配慮書では最短距離が0.57kmだった(234ページ)ものが、本図書では配慮書で最短だった施設からの距離は遠くなっているが、変わって最短となった施設は配慮書段階よりも距離が0.59km(159ページ)と、配慮書段階の全体の最短距離と殆ど変わっていない。貴社の示す「距離に留意」して検討とはどういうことか、見解を伺う。 また、この結果、配慮書での評価結果「配慮事項等」を検討することで、重大な影響を回避又は低減が将来的に可能であると考えられる。」について疑義が生じるが、見解を伺う。	方法書以降の手続き等における配慮事項等として、「環境保全について配慮が特に必要な施設及び住居からの距離に留意して、風力発電機の機種及び配置を検討する。」としていますが、方法書段階では騒音等の予測評価を未実施であるため、今後の調査及び予測結果を踏まえて風車の配置は改めて検討していく予定です。方法書以降というのは、必ずしも方法書ですべて実施するという意味ではなく、準備書や評価書の手続きも含めた配慮事項となります。

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	345	(1)対象事業実施区域等の設定	1次	事業者見解として「対象事業実施区域の設定に当たっては、想定区域からの絞り込み又は複数案の比較検討に関する検討経緯を明確にし」とあり、第7章(P574)において説明があるが、配慮書の「想定区域」の設定段階で行われるべき程度の内容と見受けられるが、見解を伺う。	配慮書審査の大臣意見、知事意見で指摘のあった利尻礼文サロベツ国立公園への影響を始め、騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然とのふれあい活動の場の各項目について、それぞれの絞り込みの検討経緯を明確にした記載を本方法書のp574～575に記載しました。なお、現段階では調査・予測・評価を行っていないことから、既存文献及び配慮書の審査時にいただいたご指摘に基づく絞り込みとなっています。

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	350	表6.1-2(1) 主な地域特性	1次	①大気質の状況における、「微小粒子状物質 (PM2.5) の一般局1局」との記載について、38ページの1)大気質の記載内容と異なっていますので、正しい内容をお示しくください。 ②項目「騒音・低周波音の状況」では、主な地域特性として騒音についてのみ記載されており、整合がとれていません。40ページ、42ページ記載内容との整合も踏まえ、正しい内容をお示しくください。 ③水質の状況について、「国土交通省によって天塩川の4地点で水質調査が行われている。」との記載について、正しい内容をお示しくください。 ④土壌の状況について、「主に褐色森林土、泥炭土等が分布している。」とされていますが、53ページの1)土壌の記載内容と異なっていますので、正しい内容をお示しくください。 ⑤地形の状況について、対象事業実施区域及びその周囲とは、どの範囲を示すのかをご教示ください。また、図3.1-7 (58ページ)の図の範囲とした場合、山地が大部分を占めると思われますので、正しい内容もあわせてお示しくください。	①「光化学オキシダントを除き、すべての測定局で環境基準を達成している」と内容を修正します。 ②表中に低周波音の記載を追加するものとして「・超低周波音に係る調査は実施されていない。」と追記します。 ③質問3-2の回答と同様に、「国土交通省及び北海道」に修正します。 ④53ページのリード文に合わせて、「褐色森林土、灰色台地土壌」にします。 ⑤対象事業実施区域及びその周囲は、図中の範囲を示します。重要な記載は地形の状況の2ポツ目の「・対象事業実施区域の地形は、主に砂礫台地、大起伏山地、三角州性低地となっている。」です。分かりやすいように本記載のみに修正します。
6-2	351	表6.1-2(2) 主な地域特性	1次	①動物の生息の状況のうち、センシティビティマップによる注意喚起レベルについて、「対象事業実施区域及びその周囲における北側」とは、どの範囲を示すのかをご教示ください。また、図3.1-21 (92ページ)の図の範囲とした場合、注意喚起レベルA1のメッシュが確認されますので、正しい内容もあわせてお示しくください。 ②植物の生育の状況のうち、植生自然度に関し、植生自然度9の自然林等について言及する必要がないと判断された理由をご教示ください。 ③生態系の状況について、環境類型区分に関し、耕作地について言及する必要がないと判断された理由をご教示ください。	①対象事業実施区域及びその周囲における北側は図中の範囲を示します。A1のメッシュもわずかにあるため、記載を「注意喚起レベルB～A1」にします。 ②植生自然度について、植生自然度9も記載すべき事項でしたため追記いたします。 ③生態系の状況について、環境割合の大きい耕作地についても記載すべきでしたため追記いたします。
6-3	354	6.1.2環境影響評価項目の選定及び選定理由	1次	配慮書段階では、本事業は5発電所程度で1つの事業となるため、「5発電所程度全体の影響を予測評価」する予定、「個別の発電所については検討」と回答しているが、本方法書では個別の3地区毎に調査計画を立てており、また、他事業者の事業との累積的影響も検討しているが、事業全体としての計画は示されていない。事業全体としての環境影響について、どのような調査を行い、影響の予測・評価をしていくのか伺う。	本事業は広範囲にわたるため、全体で一つの計画でなく、地区ごとに細かな配慮ができるように、個別の地区毎に調査計画を立てております。 なお、個別の地区のみで評価が終了しないように、各地区の複合影響を受ける箇所にも調査地点(騒音のTK-N9地点、E-N6地点)を設置し、事業としての環境影響を把握するようにしております。
6-4	354 358 362 366	表6.1-4、6.1-6、6.1-8、6.1-10 環境影響評価の選定項目	1次	①「工事の実施」についている※は何を意味しているのでしょうか。 ②注2として、「○」「×」は、配慮書において計画段階配慮事項として選定(しなかった)項目を示すとされていますが、表題と内容の整合がとれません。正しい内容をお示しくください。 ③本表では、「超低周波音」を選定項目とされておりましたが、配慮書段階では、「住民説明会等の機会を通して住民に対して丁寧に説明したうえで、超低周波音による不安や懸念が払拭されない場合には、個別に対応(当該住民に対する更なる説明、超低周波音の予測値の提示、現況調査の実施等)させていただくことを含め対応を検討します。」とされています。これまでの住民等への対応状況及び超低周波音を選定項目とする必要はないと判断された理由をご教示ください。	①「工事の実施」についている※は誤記のため修正いたします。 ②注2について以下のように修正します。 2. 「○」は、本事業において環境影響評価項目として選定した項目を示す。 「×」は、本事業において環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。 ③超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年、環境省)によると、「20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされ、令和2年11月発電所アセス省令の改訂に伴い、参考項目から除外された項目であることなどから選定しておりません。なお、住民説明会においても参考項目に準じた項目選定とした旨をお伝えしましたが、特に異論や反対意見はありませんでした。
6-5	355	2)環境影響評価項目の選定の理由 【天塩遠別沿岸地区、北里牧場地区】	1次	対象事業実施区域に重要な地形及び地質が存在しないことから評価項目として選定しないとしていますが、浜更別-天塩川東岸(砂丘)が区域内に存在しているため、評価項目として選定すべきではないでしょうか。なぜ項目として選定しなかったのか理由を説明いただき、本項目に係る今後の対応についてご教示願います。	まず、重要地形の定義ですが、本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものではないため参考までに整理させていただいております。



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-6	363	2)環境影響評価項目の選定の理由【初山別大沢地区】	1次	対象事業実施区域に重要な地形及び地質が存在しないことから評価項目として選定しないとしています。豊岬段丘（海成段丘）が区域内に存在しているため、評価項目として選定すべきではないでしょうか。なぜ項目として選定しなかったのか理由を説明いただき、本項目に係る今後の対応についてご教示願います。	まず、重要地形の定義ですが、本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものではないため参考までに整理させていただいております。
6-7	366	6.1.3累積的環境影響評価項目の実施方針	1次	「評価書以前のアセス図書を用いることは、審査により修正された内容があった場合に、不確定の情報による予測となる可能性があるため、基本的には評価書が確定した事業についてのみを累積的影響の検討対象とする。」としているが、貴社事業においても「軽微な変更」として建設段階で評価書確定時と異なる位置に設置する事例があるなど、竣工するまでは不確定の情報であり、環境への影響に最大限配慮するならば不確定要素があったとしても具体的な位置・規模の情報が入手できればその段階で予測・評価をすべきと考えるが、見解を伺う。	評価書以前の図書、例えば、方法書や準備書から評価書に至るまでの計画変更と評価書公告縦覧から竣工までの計画変更では、前者の方が内容として大きなものになることが多く（例えば、大臣勧告・知事意見の内容反映等）、不確定要素が相当程度大きいものと考えています。後者の場合には確かに計画変更もあり得ますが、工事計画届等の許認可の制限から前者に比べると規模の小さいものであり、累積的影響の予測評価に用いるのであれば、評価書時点の計画の方が精度の高い予測ができると思います。
6-8	366	(1)累積的環境影響評価の項目の選定	1次	工事の実施による騒音、振動の影響について累積的影響の評価対象として選定されていませんが、隣接して複数の工事を同時に進める計画となっていることから選定する必要があるのではないのでしょうか、事業者の見解を伺います。	累積的影響というのは本事業と別事業の影響が累積するものと認識しています。本事業では4発電所程度の工事が同時稼働する条件で調査・予測・評価を行うこととしていますが、4発電所程度で1つの事業という位置づけであり、周辺で他事業の工事が同時稼働する情報はありませんので、他事業との累積的影響の評価は必要ないと考えます。しかしながら、4発電所間の累積的影響は把握する必要があると考えており、方法書p379の地点TK-9は天塩町遠別沿岸地区と遠別富士見地区の累積的影響の把握地点、方法書p434の地点E-N6は遠別富士見地区と初山別大沢地区の累積的影響の把握地点として設定しています。
6-9	368-370 423-425 478-480	専門家等へのヒアリング	1次	①各地区のヒアリング内容が全て同一となっています。バツディテクター調査に係る指摘の前段等、一部地区にのみ該当する指摘が全ての地区で記載されているなど、それぞれの地区の状況が正しく反映されているか疑問が残ります。配慮書に係る道の知事意見では、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理することを求めたところですが、記載するページを分けたところで、記載内容が同一であれば意味がありません。それぞれの地区別の状況に応じた聞き取りを行い、その結果を記載するべきと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②令和5年4月19日に聞き取りを行った鳥類の地元有識者と、令和5年5月11日に聞き取りを行った鳥類の地元有識者は同一の人でしょうか。 ③区域は南北に長く、最大で30km程度離れています。対象によってはヒアリングを行うべき専門家が異なることもありえるのではないかと考えられますが、全地区で同じ専門家、またはほぼ全ての分野でヒアリング対象が一人のみとなっています。ヒアリング対象の選定について、全地区で同じかつ一人で十分とした根拠についてお示しください。 ④事業者の対応について、専門家各意見に対し、調査、予測及び評価のどの段階でどのように反映したのかを具体的にお示しください。 ⑤専門家の「主な意見内容」の記載内容は、ヒアリング対象者への確認を行った上で確定されたものでしょうか。	①ヒアリングのご意見については、地区ごとについて意見を求めたところですが、いただいたご意見から全地区に共通するものと考えられるご意見がほとんどであることから、全地区で留意すべきこととして反映したものにになります。ご指摘のバツディテクター調査箇所に関するご意見等は個別の地区のものを他の地区に入れてしまっていたのは、記載ミスでしたので、準備書以降で修正いたします。 ②鳥類は2名の有識者に別日程で聞き取りを行ったので、その結果を示しています。 ③こちらでも地区ごとの専門家について探しましたが、なかなか地区ごとに適した専門家（大学教員等）は確認できませんでした。現地調査実施前には、専門家レベルではないものの役場にお勤めの動植物等に詳しい職員等に別途聞き取りを行って、現地調査を実施していきたいと考えています。 ④いただいた意見は調査方法の該当箇所（P394～395、449～450、504～505）に現地調査時の留意事項として対象種や対象範囲、対象環境を記載し、ご意見のあった対象種を確認できる内容を追記しています。シカについては、調査方法のフィールドサイン法、無人撮影法で確認できる種であるので、具体的な種名は記載していません。予測方法については、予測評価時の留意点としてのご意見のみであり、予測方法自体を変えるようなご意見ではなかったため、具体的な記載はしていませんが、準備書の予測評価の段階ではご意見が反映できるように、議事録に整理しているのみになります。 ⑤方法書に「主な意見内容」に記載する内容はヒアリングに議事録を各専門家に送付し、確認していただいた内容を記載しています。
6-10	368 423 478	専門家等へのヒアリング（大学准教授 哺乳類・両生類・爬虫類、生態系）	1次	トウキョウトガリネズミの把握が難しいのではないかと、という専門家からの指摘があります。特に小形の哺乳類については、シャーマントラップが起動しないことがあります。過小評価を防止するため、墜落かんを併用し、また、調査地点の環境によって捕獲数に大きな差が生じることなどから、墜落かんの設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適正な設置数による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。	墜落缶の設置については、専門家への聞き取りで特に指摘はありませんでした。トウキョウトガリネズミは生息数がかなり少なく、捕獲による個体群への影響も考慮する必要があると考えていますが、いただいたご指摘を踏まえてシャーマントラップの設置時に合わせて墜落缶の設置も行います。
6-11	371	表6.2-2 調査、予測及び評価の手法【交通騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、発電所に係る環境影響評価の手引（令和2年 経済産業省）では、調査結果のとりまとめに当たっては、天気・風向・風速を一覧表等により整理するとされています。天気・風向・風速に係る調査の実施の有無について教示ください。なお、実施しない場合は、理由もあわせて回答願います。	調査の実施にあたっては、天気・風向・風速についても記録します。準備書においては、調査すべき情報として追記いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-12	372 377 427 432 482 487	表6. 2- 2. 3, 27, 28, 52 , 53 調査、予 測及び評価の 手法【交通騒 音】【交通振 動】	1次	5. 調査期間等のうち1)道路交通騒音(振動)の状況について、平日に及び土曜日の各1日とされていますが、日曜・祝日は工事用資材等の搬出入はないと解してよろしかったでしょうか。	現時点の工事計画では日曜・祝日は工事用車両の搬出入はないものと想定しております。
6-13	373 428 483	表6. 2- 2. 27, 52 調 査、予測及び 評価の手法 【建設騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法のうち環境騒音について、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年 経済産業省)では、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」で定められた測定方法により調査を行い、90%レンジの上端値L <sub>5</sub> を算出するとされていますが、等価騒音レベル及び時間率騒音レベルに係る調査のみで適切な調査が可能と判断された理由をご教示ください。 また、選定理由として道路環境影響評価の技術手法を挙げられていますが、発電所に係る環境影響評価の手引を参考としなかった理由をご教示ください。	90%レンジの上端値L <sub>5</sub> は、調査時間のうち上位5%に相当する時間率騒音レベルを示すことから、ご指摘いただいた「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」で定められた測定方法により、等価騒音レベル及び時間率騒音レベル調査することで把握できます。 選定根拠とした資料については、「道路環境影響評価の技術手法」としておりましたが、「発電所に係る環境影響評価の手引き」を根拠資料とすることがより本事業においては適切と考えられるため、準備書において修正いたします。(いずれの資料も、建設機械の稼働に伴う騒音の調査の手法については概ね同様の内容となります)。
6-14	373 428 483	表6. 2- 2. 27, 52 調 査、予測及び 評価の手法 【建設騒音】	1次	4. 調査地点のうち2)地表面の状況について、騒音の発生源から住宅等に至る経路とされていますが、住宅等との離隔は何m以上かをご教示ください。	現時点の対象事業実施区域の外部に位置する調査地点については、図6. 2-1、図6. 2-17、図6. 2-33において、調査地点と対象事業実施区域までの距離を記載しており、最も距離の近い地点でE-N2の180mとなっております。
6-15	373 428 483	表6. 2- 2. 27, 52 調 査、予測及び 評価の手法 【建設騒音】	1次	5. 調査期間等のうち1)環境騒音の状況について、平日に1回とされていますが、土曜・日曜・祝日は休工されると解してよろしかったでしょうか。 また、発電所に係る環境影響評価の手引では、1~4季について調査するとされていますが、1季のみで適切な調査が可能と判断された理由をご教示ください。	現時点の工事計画では日曜・祝日は休工と想定しております。 調査時期については、発電所に係る環境影響評価の手引きに基づき、対象事業実施区域及びその周辺地域の実態、及び測定日の選定にあたって留意すべき環境の状況を踏まえ、建設機械の稼働する時間帯における最も平均的な状況を把握できる時期に1回としました。
6-16	374 429 484	表6. 2- 2. 27, 52 調 査、予測及び 評価の手法 【施設騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、発電所に係る環境影響評価の手引では、調査結果のとりまとめに当たっては、天気も一覧表等により整理するとされています。天気の記録有無についてご教示ください。なお、記録しない場合は、理由もあわせて回答願います。	調査の実施にあたっては、天気・風向・風速についても記録します。準備書においては、調査すべき情報として追記いたします。
6-17	376 431 486	表6. 2- 3. 28, 53 調 査、予測及び 評価の手法 【交通振動】	1次	1. 調査すべき情報について、発電所に係る環境影響評価の手引では、沿道の状況も調査するとされていますので、どのように沿道の状況を把握されるのかをお示しください。	沿道の状況については、調査地点付近の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設、建物の状況、既存の振動発生源の存在を把握します。
6-18	379 434 489	図6. 2- 1. 17, 33 騒 音・振動調査 地点位置図	1次	①事業実施区域内の既存道路及び当該図の範囲内にある学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設を追記した図をお示しください。 ②図中に「TK-N2」の記載がありませんので、追記してください。 ③ユーラス天塩ウインドファームの近くにある調査地点からの風車設置検討範囲までの距離が470mとされていますが、これは住居等からの距離でしょうか。住居等からの距離であれば、なぜ、離隔距離が500m未満なのでしょう。	①別添資料6-18としてお示しいたします。 ②当該地点について追記いたします。 ③調査地点は住居となっております。470mとしているのはユーラス天塩ウインドファームからの距離で、住居と風車設置検討範囲間の距離は500mとなります。
6-19	378 433 488	表6. 2- 4. 29, 54 騒 音、振動調査 地点の設定根 拠	1次	①道路交通騒音・振動の調査地点として、国道232号の沿道の住宅周辺を代表する地点として、TK-NV1、E-NV1、S-NV1地点が適切であると判断した理由、及びその他調査すべき地点がないと判断した理由を地点毎にご教示ください。 ②TEK-NV1よりも北側の国道232号、道道106号沿いに測定地点を設定する必要はなかったでしょうか。 28ページの図2. 2-12において、工事資材運搬車両として示されており、発電所に係る環境影響評価の手引において、調査地域は、「工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルートとする」とされていることを踏まえ、見解をお示しください。	①いずれの地点についても、各対象事業実施区域に係る主要な工事用車両運搬ルート沿道のうち、最も影響が大きい地点であると判断し、調査地点として選定しております。また、いずれの地区においても北側からの資材搬入を想定していることから、北側の保全対象が最も影響が大きくなり、その他に調査すべき地点がないものと判断しました。 ②天塩町北側の道道106号及び国道232号の沿道には保全対象が極めて少ないことから、当該地域への地点設定は不要と判断しました。
6-20	382 437 492	表6. 2- 5. 30, 55 水 の濁りに係る 調査、予測及 び評価の手法	1次	5. 調査期間等のうち、現地調査における一般的な降雨時について、降雨による影響が確認可能と考えられる調査のタイミングをどのように決定するかをご教示ください。	現地の天気予報に基づき降雨規模及び時間帯を確認し、その状況に合わせて開始時、ピーク時、終了時が対象となるように採水を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-21	383 438 493	図6. 2- 3. 19. 35 水の 濁りの調査地点	1次	①TK-W12とTK-W13の間にある河川には調査地点が設定されていませんが、事業実施想定区域内の河川であるにも関わらず、調査が不要と判断された理由をご教示ください。 ②遠別町及び初山別村の簡易水道取水地点を追記した図をお示しください。 ③S-W12よりも南側にある対象事業実施区域（道路改良等）を集水域に含む更に南側にある河川に調査地点を設定する必要がないと判断された理由をご教示ください。	①現地で当該河川を確認したところ、農業用のコンクリート排水路で流れがほとんど見られず、魚類・底生動物等の生息の観点から、影響が小さいと考えられるため、調査の必要性は低いと判断しています。 ②別添資料6-21に示します ③南側の河川についての影響は道路拡幅のみであり、掘削等の大規模な濁水発生源となりにくいと考えること、また、その際の濁水については、沈砂池等の対策により南側の流域には排水しないように対応することを想定することで影響はないとして未設定としました。
6-22	386 441 496	表6. 2- 7. 32. 57 水の 濁りの調査地点（土壌）の 設定根拠	1次	表層地質図から調査地点を設定されていますが、土壌分類図（55ページ）から調査地点を設定されなかった理由をご教示ください。	濁水の予測のために必要な情報として、降雨により流出形態が異なると考えられる地質毎に調査地点を選定するものとしており、分析項目は粒度分析を想定しています。土壌分類図の区分は土の物理性状に着目した分類であるため、目的とする分析項目には表層地質図の方が有機物等の含有を含めて区分されている土壌分類図より適していると判断しました。
6-23	388 443 498	表6. 2- 8. 33. 58 風車 の影に係る調査、 予測及び評価の 手法	1次	5. 調査期間等について、調査回数を1回とされていますが、現地調査は土地の利用の状況及び地形の状況が適切に把握できる時期をどのように判断されるのかをご教示ください。	土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することが目的であるため、調査時期については冬季（積雪期）以外であれば問題ないものと考えておりますが、樹木が落葉して地形が確認しやすい秋季（晴天時）を想定しています。
6-24	389 444 499	表6. 2- 9. 34. 59 動物 に係る調査、 予測及び評価 の手法	1次	崖地や海岸段丘の区域からの除外について、配慮書段階では「鳥類の現地調査や予測評価を行った上で判断していきます。」と回答がありましたが、鳥類に関して、そのような観点からの予測・評価がなされ、準備書にその内容が反映されるという認識でよろしかったでしょうか。	崖地や海岸段丘も含めて鳥類調査を実施しますので、その現地調査結果から予測評価を行い、準備書にお示しします。
6-25	392 447 502	表6. 2- 9. 34. 59 動物 に係る調査、 予測及び評価 の手法	1次	5. 調査期間等について、調査時点の積雪状況にも左右されると思いますが、それぞれの調査の早春季・春季・夏季・秋季・冬季は何月頃を想定しているのかをご教示ください。	ご指摘のとおり、特に早春季や春季や冬季は積雪状況に応じた時期の設定が必要と考えています。各季節の調査月は目安として下記を考えていますが、調査実施年の気象条件も踏まえて詳細の時期を設定いたします。 ・早春季：3月中旬～4月中旬 ・春季：4月下旬～6月 ・夏季：7月～8月 ・秋季：9月～11月 ・冬季：12月～3月
6-26	392 447 502	表6. 2- 9. 34. 59 動物 に係る調査、 予測及び評価 の手法	1次	6. 予測の基本的な手法について、次の事項に対する見解をご教示ください。 ①施設の稼働に係る鳥類への影響に関する予測手法として、環境省の手引き等に基づき、風車への衝突確率等の推定を行うことが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られるとされます。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の、貴社の対応方針を回答願います。 ②累積的影響について、他事業の事業内容等が明らかとなった場合において必要性を検討することが記載されていますが、本予測手法は地区ごとに別々に書かれており、結果もそれぞれ地区ごとにまとめられることになると思われますが、各地区の結果を統合した、影響的な影響についての予測を行う必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①ご指摘の手法で予測結果を風車の配置の検討に反映し、準備書において衝突確率の算出結果を平面図に示した上で風車の配置との関係についての説明を記載します。 ②地区ごとの結果も示しますが、事業の影響としては全地区で事業実施する場合の影響についても予測・評価し、適切な保全措置を検討する予定です。
6-27	394	表6. 2-10 動物 に係る調査 内容の詳細	1次	バットディテクターによる高度別飛翔状況の確認は、p. 368の専門家ヒアリングを参考に設置高度を10, 30, 50 mの3箇所と設定したものと史料しますが、ブレード下端よりやや下となる30m地点について、30mだと選定機種によってはブレード回転域内に相当するのではないのでしょうか。 選定機種が定まっていな中、調査機材の設置箇所が適切かどうか、事業者の見解を伺います。	バットディテクターの設置高さは専門家への聞き取りでも助言をいただいた内容を示しております。風力発電機の機種はご指摘のとおり確定していませんが、今後の現地調査までの期間で機種を選定についてより検討が進んだ場合は、現地調査実施時に高さの見直しについて再度専門家に相談した上で調査を実施いたします。
6-28	394- 395 406 449- 450 461 504- 505 515	表6. 2- 10. 17. 35. 42. 60. 67 動物・ 植物に係る調査 内容の詳細	1次	任意踏査を実施する調査項目について、踏査ルートをお示しください。	任意踏査のルートについては、今後の風車の配置の検討に応じて、風車の改変区域内及び道路等の風車以外の改変区域も含めて確実に網羅できるようにルートを選定するため、現時点ではルートは確定していません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-29	396 -398 407 413 451- 453 462 468 506- 508 516 522	図6. 2-6~ 8, 11, 14, 22~ 24, 27, 30, 38- 40, 43, 46 動物・植物・生態系調査地点域、調査地点	1次	調査地点の植生凡例の色が似通っており、判読を誤るおそれがあります。凡例に番号を振り、地図上にも示すなどして、判別できるようにしたものを示してください。また、地図上に数字を表す際は、必要に応じて地図を拡大するようにしてください。	拡大した図面を別添資料6-29に示します。
6-30	399	図6. 2-9	1次	凡例の「対象事業実施区域から1500m」が「対象事業実施杭から1500m」となっているため、修正してください。	誤字ですので、修正した図面を別添資料6-30に示します。
6-31	399 454 509	図6. 2-9, 25, 41 動物調査地域、地点(希少猛禽類、渡り鳥)	1次	専門家ヒアリングにある「崖上への風力発電施設の設置はセットバックする等の配慮が望ましい」を踏まえ、風力発電機設置検討範囲に相当する海岸部は漏れなく調査ルートに設定するのが望ましいと考えますが、本調査ルートは海岸部の崖地を網羅しているという認識でよろしかったでしょうか。	希少猛禽類や渡り鳥の調査地点は海岸部の崖地を網羅して観察できる地点がありますので、海岸部の崖地に留意して調査を実施いたします。
6-32	400 455 510	図6. 2-10, 26, 42 動物調査地点(魚類、底生動物)	1次	調査地点は水の濁りの調査地点と同箇所を選定していると思われるが、専門家ヒアリングに「地点の上流部等に適した環境があれば、調査地点から少し範囲を広げて調査を行うとよい。」とあることから、調査地点上流部の風力発電機設置検討範囲と重複または隣接している地点も調査地として選定を検討する必要があるのではないだろうか。	水質調査は調査地点のポイントで実施しますが、魚類・底生動物は代表地点を示しているものになりますので、現地環境に応じて調査箇所を上流部に延長して数箇所を採捕・採集を実施することを考えています。
6-33	401 456 511	表6. 2-11~13, 36~3861~63 哺乳類・鳥類の調査地点の概要及び設定根拠	1次	調査地点の設定根拠の妥当性が不明です。例えばTK-T11が、調査範囲のササ群落を代表する地点として設定されていますが、TK-T11は本区域のササ群落の端部に設定されており、当該群落を利用する哺乳類や昆虫類を十分に把握できるかは疑問が残ります。群落を代表とする地点として設定した調査地点について、なぜこれらの位置が代表する地点と考えられるのか、それぞれお示しください。また、地区内で広い面積を占める群落等については、同じ地区の複数地点で調査をすることが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	調査地点については、端部に設定している箇所もありますが、群落の中にトラップ等を設置する計画です。縮尺の関係でかなり端に設定されるように見えるかと思いますが、現地で改めて群落の状況を確認した上で適切な地点を選定する予定です。各地点については、植生図と衛星写真により事前に各群落の範囲を確認し、現地踏査でその箇所が当該の植生であることを確認した上でアクセス性を考慮して設定したものですので、各地点の設定根拠は全て共通で「各群落(各植生)内に位置するため」としか回答できません(各地点それぞれに回答するとしても、~群落内に位置するためとしか記載できません)。同じ地区内で面積の広い群落については、例えば北里牧場地区の牧草地は2地点を選定しています。事業全体としては各群落等について概ね2~3地点を設定し、牧草地は全体で5地点を選定しており、本事業としては面積に応じた各群落の地点数は網羅できていると考えます。
6-34	406 461 515	表6. 2-16, 41, 66 植物に係る調査、予測及び評価の手法	1次	調査時点の積雪状況にも左右されると思いますが、それぞれの調査の春季・夏季・秋季は何月頃を想定しているのか、ご教示いただくことは可能でしょうか。	ご指摘のとおり、特に早春季や春季や冬季は積雪状況に応じた時期の設定が必要と考えています。各季節の調査月は目安として下記を考えていますが、調査実施年の気象条件も踏まえて詳細の時期を設定いたします。 ・春季：4月下旬~6月 ・夏季：7月~8月 ・秋季：9月~11月
6-35	406 461 515	表6. 2-17, 42, 67 植物に係る調査内容の詳細	1次	植生調査について、調査地域の各植生タイプにおいて、植生がよく発達している均質な場所に調査区を設定するとありますが、具体的な位置が示されていません。区域内の調査区をどのように設定するのか、具体的に説明願います。	現在入手している植生の情報としては、環境省植生図の古いデータで解像度も高くない状況ですので、具体的な位置は植生調査を進めながら、より現地の現状の植生を把握した上で、各植生区分を代表する箇所を群落組成調査を実施する計画です。
6-36	408 463 517	7) 生態系	1次	3地区全てで上位成注目種にオジロワシ・典型性注目種にウグイスを想定して調査手法が計画されていますが、どういった観点からこれらの種が想定されたのですか、また、その他の候補も全て鳥類であり、またどの地区でも共通となっていますが、3地区それぞれで優占している群落も違っており、対象とするべき種について、より幅広く且つ区域毎に検討を行うべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	現在入手している文献等での鳥類の情報から、生態系上位性・注目種を想定で選定していますが、実際には現地調査で鳥類相や生息数を把握した上で、各地区の環境に応じた注目種を選定していく予定です。必ずしもオジロワシ、ウグイスになるとは考えていませんが、現地調査前の想定種と言うことで選定しています。風力発電事業の影響を受けやすいという観点で鳥類に着目していますが、こちらも現地調査を実施した上で、哺乳類等のその他の分類群の種についても比較検討をした上で注目種を現地調査の早い段階で選定し、生態系として評価するための生息密度や餌量の調査を同時並行で進めていく予定です。
6-37	408 409 463 464 517 518	表6. 2-18 生態系に係る調査、予測及び評価の手法	1次	注目種を上位性、典型性ともに「想定」として1種ずつを挙げて調査内容を示しているが、挙げた種と異なる種を調査対象とした場合、調査内容が示されていないので審査のしようがないが、どのように考えているのか伺う。	詳細な現地調査を実施する前の段階なので、想定するしかない状況で、現段階では想定種に対する調査内容が妥当かを審査いただくことになるかと考えていますが、基本的な考え方は他種であっても大きく変わらないと考えますので、調査内容は選定した注目種に応じた調査内容を実施するということになるかと考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-38	409 464 518	表6.2-18, 43, 68 生態系に係る調査、予測及び評価の手法	1次	5. 調査期間等について、調査時点の積雪状況にも左右されると思いますが、それぞれの調査の春季・夏季・秋季・冬季は何月頃を想定しているのか、ご教示いただくことは可能でしょうか。	ご指摘のとおり、特に早春季や春季や冬季は積雪状況に応じた時期の設定が必要と考えています。各季節の調査月は目安として下記を考えていますが、調査実施年の気象条件も踏まえて詳細の時期を設定いたします。 ・春季：4月～6月 ・夏季：7月～8月 ・秋季：9月～11月 ・冬季：12月～3月
6-39	415 470 524	表6.2-20, 45, 70 景観に係る調査、予測及び評価の手法	1次	5. 調査期間等について、現地調査の期間を「適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯」としてはいますが、調査期間等が適切か判断できないため、具体的な期間、時期及び時間帯をご教示願います。	原則として夏季（7-8月）の日中の晴天時に眺望方向が逆光とならない時間帯を想定しています。ただし、天塩町町民スキー場については利用者が最大となる冬季（12-3月）、金浦原生花園はエゾカンゾウがピークとなる6-7月を対象とします。
6-40	415 470 524	表6.2-20, 45, 70 景観に係る調査、予測及び評価の手法	1次	6. 予測の基本的な手法について、 ①配慮書段階では、アンケートやヒアリングに関する質問に対し、「『眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場』の利用状況等を踏まえるにあたり、利用者に対してアンケート・ヒアリング調査を行い、地域や利用者の意見を反映した予測評価・計画にすることを検討します。」と回答がありましたが、コンピュータグラフィックス等を用いて作成した予測資料を、眺望点や人と自然との触れ合いの活動の場の利用者に対してアンケート・ヒアリング調査を行い、地域や利用者の意見を反映した予測・評価を実施する必要はないでしょうか。 ②他事業との累積的な影響の予測については、他事業の実施内容等が明らかとなった場合において、必要性を検討の上実施とありますが、ここでいう「必要性」について具体的に説明願います。	①現地調査においては、利用者の現状を把握するために管理者等へのヒアリングなどを行いますが、その一環として利用者の状況が十分に把握できない場合には利用者数のカウント等を必要に応じて実施します。ただし、方法書段階ではフォトモンタージュの作成や予測評価が未実施のため、今後のフォトモンタージュの結果や予測評価の結果を踏まえて、改めて風車の配置を検討する予定です。 ②他事業の風車位置が本事業の眺望点からの視野内で本事業と同等以上の割合を占めることが確認できた際に、累積的な影響として予測評価対象とすることを検討します。
6-41	417 526	表6.2-21, 71 景観調査地点の概要及び設定根拠	1次	景観資源に対しても予測・評価を行うのであれば、景観資源であり、重要な地形でもある「浜更岸-天塩川東岸」、「豊岬段丘」を調査地点に追加する必要はないでしょうか。	本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものでないため参考までに整理させていただきます。
6-42	418 473 527	表6.2-22, 47, 72 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法	1次	5. 調査期間等について、地点の特性やアクセスルートなどを勘案した適切な季節としてはいますが、「適切な季節」とは何月頃を想定しているのでしょうか。	原則として夏季（7-8月）を想定しています。ただし、金浦原生花園はエゾカンゾウがピークとなる6-7月を対象とします。
6-43	420	図6.2-16 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点	1次	①対象事業実施区域から10km以内に存在する地点を選定したとしていますが、天塩川のカヌー下りは選定する必要はないでしょうか。 ②調査範囲外ではありますが、大型資材の輸送経路と隣接しているため、北緯45度モニュメントについても選定し、予測・評価する必要はないでしょうか。	①本事業では河川域の変更は行わないため、天塩川のカヌー下りは選定する必要はないと考えています。 ②大型資材とは風車のタワー、ブレード等の大型トレーラーで運搬する資材のことですが、これらの資材運搬は低速での運搬になることから、交通への障害を考慮して通常は深夜に運搬します。そのため、昼間の景観ポイントとなる北緯45度モニュメントについては選定は不要と考えています。
6-44	422 477 531	表6.2-24, 49, 74 産業廃棄物に係る調査、予測及び評価の手法	1次	1. 予測の基本的な手法において、「発生量、有効利用量及び最終処分量を工事計画等に基づいて予測する。」とされていますが、発電所に係る環境影響評価の手引では、「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」とされています。中間処理量の予測は不要と判断された理由をご教示ください。	記載にあたっては、中間処理も含めるものと想定していましたが、文章中からは読み取れないとのご指摘を踏まえ、中間処理量についても文章に追記します。
6-45	453	図6.2-24 動物調査地域、調査地点（コウモリ）	1次	専門家から、山側にもバットディテクターを設置した方が良いという指摘があり、その内容を踏まえ調査の手法を検討した（368ページ）としているのにもかかわらず、バットディテクターが海側の1箇所しかありませんが、これで十分とした理由を伺います。	現在風況観測塔を山側に1箇所追加で設置予定ですが、現段階でまだ設置前であったので、方法書の図書には反映できておりませんでした。追加で山側1箇所は確実に実施する予定で、風況観測塔の設置候補地を別添資料6-45に示しますが、今後地権者との協議や実地調査結果を踏まえて設置場所を詳細に確定する予定なので、この候補地から場所が変更になる可能性があります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-46	454	図6.2-25 動物調査地域、地点（希少猛禽類、渡り鳥）	1次	①対象事業実施区域の東端部が可視領域外となっておりますが、調査地点の再設定の必要はないでしょうか。 ②対象事業実施区域（道路改良等）と重複している調査地点が確認しにくいので、調査地点を前面に出した図を提示してください。	①対象事業実施区域東端部の可視領域外の区域については、林道の崩落があって車での移動が困難な箇所、ヒグマの痕跡が多いため、定点を置けない区域となっております。現在進めている前倒し調査では、上記の林道沿いで短時間の移動観察により調査を行っている状況で、定点としては設置できていないため、視野図には反映できておりませんでした。また、定点からの観察可能な上空の範囲を2kmとして視野図を示しておりますが、実際には2km以遠も観察できており、方法書に示したEF5-5の地点から可視領域外の箇所でも猛禽類の飛翔は確認しております。準備書以降の図書では実際に観察できている範囲や移動観察による可視領域等が分かるように図面作成を行います。  ②作成した図面を別添資料6-30に示します。
6-47	471	図6.2-31 景観調査地点（主要な眺望点）	1次	追加された事業実施想定区域の周囲には住宅が複数ありますが、眺望点が選定されていません。身近な視点場として選定すべき地点はなかったのでしょうか。どのように確認されたのかも含めご回答をお願いします。	身近な視点場は不特定多数の住民等が利用する場所として、天塩町、遠別町、初山別村にその観点での追加地点をヒアリングし選定しています。その際に眺望点としての追加意見がなかったため特に追加選定は行っていません。なお、人と自然の触れ合い活動の場としては、遠別旭温泉を地点に追加しています。
6-48	529	図6.2-48 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点	1次	遠別旭温泉に向かう1本道である道道971号が、道路改良等の事業対象区域に含まれていますが、この道が工事期間等に不通になることはないでしょうか。	当該道路については大型資材の輸送を行う為の道路拡幅等の工事を行うことを想定して事業実施区域に設定しておりますが、拡幅工事に伴う一時的な片側通行とさせていただきますことは想定されますが、輸送期間中も含め全面通行止めとすることは想定しておりません。

## 7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	537	表7.1-1 計画段階環境配慮書についての提出された意見と事業者の見解	1次	No. 3に対する見解として、「関係する自然保護団体様等への紙媒体の図書の提供についても、検討してまいります。」とされていますが、本図書については、検討の結果、どのような対応をされたのかをご教示ください。	自然保護団体様等への図書の提供については社内でも検討中であり、本案件については提供は行っていません。なお、鳥類の専門家のうち、1名は自然保護団体の職員になりますが、その方にはヒアリングの際、方法書の該当ページをお渡ししています。
7-2	555	配慮書に対する北海道知事の意見及び事業者の見解	1次	総括的事項3において、区域の設定について事業者の見解として、「土砂流出等の防止に配慮した検討過程については、方法書以降において必要に応じて整理」とされているが、具体的にどのような検討を行ったのか伺う。	未だ工事計画の詳細が固まっていないため、今後の検討事項としています。
7-3	574	2)風車の影への配慮	1次	「Update of UK Shadow Flicker evidence base Final Report」(2011年、英国エネルギー・気候変動省)によると、風車の影の考慮すべき範囲はローター径の10倍とのこと(229ページ)ですが、159~160ページによると、住宅や環境の保全についての配慮が特に必要な施設と、風車設置予定区域との離隔がローター径の10倍以内の施設等が多くあります。風車の影への配慮として天塩町市街地を除外したとありますが、この配慮のみでよいとした根拠を伺います。	天塩町のエリアについては風車の影の影響だけではなく、北側に位置する利尻礼文サロベツ国立公園への影響も考慮し、総合的な配慮の必要性を考慮して除外したものです。風車の影の影響について、天塩町市街地を除外したのみで十分かどうかについては方法書段階では予測評価が未実施のため、今後の予測評価の結果を踏まえて、準備書以降改めて検討する予定です。
7-4	574	6)景観への配慮	1次	配慮書段階より設置基数が増大し、事業実施区域は縮小していることから、風車の密度が上がり、景観への影響が変わっていると思います。このことに対する配慮として、どのような検討をされたのか、ご教示ください。	風車の密度が上がったことによる景観の影響については未だ検討できておりません。方法書段階ではフォトモニタージュの作成や予測評価が未実施のため、今後のフォトモニタージュの結果や予測評価の結果を踏まえて、準備書以降改めて風車の配置を検討する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-5	576	図7. 2-10事業実施想定区域(配慮書段階)と対象事業実施区域(方法書段階)	1次	<p>①配慮書段階では、「本事業の配慮書では風車設置範囲や工事想定範囲を最大限設定していることから、方法書以降において事業区域が拡大することはない」と回答しているが今回、追加された区域が存在する。拡大する理由を「事業としての採算性の確保」としているが、環境保全の観点から絞り込みを行うアセス手続きに遡るに資するような対応を行うことに関して、貴社のアセス制度に対する認識を伺う。</p> <p>②対象事業実施区域の追加において、「周辺に保全対象が存在せず環境影響が小さいと考えられるエリアを追加した」とあります。追加したエリアは、植生自然度9、10の箇所があり(107ページ 図3. 1-27(3))、水源かん養保安林(212ページ 図3. 2-18(2))であり、崩壊土砂流出危険地区(214ページ 図3. 2-19(2))も含まれていますが、「周辺に保全対象が存在せず環境影響が小さいエリア」と言えるでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①遠別富士見地区ではご指摘のとおり、配慮書から事業実施区域が拡大していますが、環境影響評価法では配慮書から方法書での区域の拡大は制限されていないことから、方法書以降において然るべき調査・予測・評価を行えば、区域の拡大は許容されるものと考えます。なお、事業全体としては大幅に事業実施想定区域から事業実施区域を縮減しており(配慮書：40,877ha⇒方法書：8,339ha)、環境影響は低減する方向の変更であると認識しています。また、今回追加したエリアについては周辺に住居等がないこと、既存文献において希少種の生育地・生息地がないことを確認しており、追加した経緯については経済産業省及び環境省にも確認いただいています。</p> <p>②保全対象とは既存文献上から個別の詳細な位置が特定できたもの、具体的には生活環境では住居や学校・病院・福祉施設、自然環境では動物の重要な生息地、重要な植物群落、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場を指しています。今回追加した事業実施区域内にはこれらの分布は存在しないことから、現時点では環境影響の小さいエリアだと考えており、こちらの内容については経済産業省及び環境省に確認いただきました。ただし、詳細については今後の調査・予測・評価を踏まえて検討していく予定です。なお、ご指摘の自然植生度9、10、水源涵養保安林、崩壊土砂流出危険区域については、追加したエリアには自然植生度9、10が約254ha、水源涵養保安林が518ha、崩壊土砂流出危険区域が330m(33ha)含まれています。ただし、配慮書段階の事業実施想定区域から方法書段階の事業実施への絞り込みにおいて削減した自然植生9、10は9,518ha、水源涵養保安林は2,112ha、崩壊土砂流出危険区域は10,320m(1,032ha)であり、大きく減少しています。(※崩壊土砂流出危険区域はラインデータのため、幅100mとして計算しています)</p>

#### 8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		